

INTERVIEW



ACCUとユネスコ共催による無形遺産条約専門家会合(2006年3月)にて(中央)

動き出した! 無形文化遺産条約2つのリスト

リークス・スミーツ氏 元ユネスコ無形遺産課長

今年9月、「無形文化遺産の保護に関する条約(以下、無形遺産条約)」の二つのリスト^{*}の審査による記載が行われました。そのうちの一つ「代表的な一覧表」(以下、代表リスト)には111件の申請があり、76件の記載が発表されました。日本からは「アイヌ古式舞踊」をはじめ13件が新たに代表リストに記載されました。ユネスコ無形遺産課長を務められたリークス・スミーツ氏に、今後の条約の展開について聞きました。



Riexs Smeets

1946年オランダ生まれ。コーカサス地方の言語及び文化の専門家としてオランダのライデン大学で長年にわたり教鞭にたった後、オランダのユネスコ国内委員会事務局長を経て、2003年4月にユネスコ本部の文化局無形遺産課長に就任。以後、2009年初めまで、「無形文化遺産の保護に関する条約」の採択から発効、運用指針の作成等を精力的に進めた。今年9月、これまでの功績に対し、フランス世界文化機関(Maison des Cultures du Monde)から「文芸騎士」の記章が贈られた。ACCUの無形文化遺産事業のコミュニティ事業の協力者でもある。

「世界の文化遺産保護にとって画期的な一歩ですね。どのような効果が最も期待されるでしょうか。」

このリストには、存続能力があって健全な形態で行われている無形遺産が記載されることをまず強調しておきたいと思います。代表リストに無形遺産が記載されたからといって、その無形遺産が、同じグループ又はコミュニティ内のその他の無形遺産よりも、あるいはリストに記載されていないその他の地域のグループやコミュニティの無形遺産よりも、特別で、よりすばらしい

ものであり、極めて優れていると解釈されてはいけません。代表リストの目的は、無形遺産の存在が周知され、機能や価値の意識向上に繋がることです。これにより人々やコミュニティ間の相互理解を深めていくことができるのです。

「逆に、リストに記載されることで、悪い影響が起るとすればどんなことが心配されるでしょうか。」

まず、無形遺産が外の世界に大きく曝されてしまうことです。ご存知の通り、代表リストに登録されることで、観光資源として大きく注目されることになります。リストに記載された無形遺産は、儀式や秘儀的なものに限らず、条件付きの登録が必要です。ですから、コミュニティの事情がよくわかっている聴衆と対話し、理解を求めていくことが必要ではないかと思えます。また、リストに記載されることによって、その無形遺産がコモディティ化に走ったり、パフォーマンスを強要されたり、不自然な方法で継承させることに繋がる危険性があります。

次に、生きた文化遺産である無形遺産そのものを固定してしまわないかが危惧されます。また代表リストで紹介されることで、できるだけ多くの無形遺産を載せたいと思う国が出てきたり、リストに記載されている自分たちの無形遺産は、記載されていないその他の関連した無形遺産よりも歴史があるとか、より優れているとか、よりオリジナルに近い形を遺しているなどと主張するコミュニティが出て来ないことを望みます。

このように様々な問題が懸念されますから、代表リストの記載によって予想に反する結果が起こらないように見ていくことが大事ですし、あるいは起こってしまった時に、適切な対応をとることが条約の政府間委員会の役割なのです。そして、締約国に働きかけ、もう一つのリストである危機リストに提案することも委員国の肩にかかっています。

「代表リストは、これからどのような方法で管理されていくのですか?記載された1件1件の状態の確認や保護の活動など、生きた文化遺産ですから大変ですね。」

条約の政府間委員会が、このリストをうまく機能させていく責任があります。委員会の仕事はその他にもいろいろとありますが、すべてユネスコの事務局が補佐

無形遺産条約「代表リスト」への記載が決まった日本の13件

- ◆ 雅楽 (ががく)
- ◆ 小千谷縮・越後上布 (新潟県)
- ◆ 石州半紙 (島根県)
- ◆ 日立風流物 (茨城県)
- ◆ 京都祇園祭の山鉦行事 (京都市)
- ◆ 甌島のトシドン (鹿児島県)
- ◆ 奥能登のあえのこと (石川県)
- ◆ 早池峰神楽 (岩手県)
- ◆ 秋保の田植踊 (仙台市)
- ◆ チャッキラコ (神奈川県)
- ◆ 大日堂舞楽 (秋田県)
- ◆ 題目立 (奈良市)
- ◆ アイヌ古式舞踊

* 二つのリスト:条約16条及び17条にある「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」。

していくことになっています。委員会は、第一段階として、締約国が記載のために申請してきた無形遺産のリストの候補案件を評価します。候補案件は、条約の運用指針に定められた5つの基準を満たしていなければなりません。締約国が提出した候補案件文書は、まず委員会の補助組織 (Subsidiary body) が事前に分析、評価します。ここではとりわけ、条約に定められている定義に合っているかどうかチェックされます。さらに、締約国は6年ごとに代表リストに記載されている域内の無形遺産が実際に行われている状況にあるかなど、保護の状況について報告しなければなりません。

一方、無形遺産を抱えるコミュニティや機関や組織の方も、このような状況の変化について委員会に報告することが期待されています。委員会は、まだこのようなケースに直面したことはありませんが、当該国と相談の上、監視団を派遣し、個々の無形遺産を代表リストから危機リストへの移行や、その他の方法について判断をするでしょう。「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」の基準は消滅の危機に直面していることを含んでおり、あまり行われなくなった無形遺産を含んでいます。2001年から2005年の間にユネスコによって宣言された90件の傑作宣言は、全て代表リストに移行されましたが、それらの要素が、定期的な報告の際に未だに危機的な状況であれば、危機リストへの移行が当然考慮されるべきです。

代表リストは、一定の期間で入れ替えるサンセットクローズ方式をとるべきではという議論が過去にありました。これはある意味、無形遺産の特徴を考えた方法ということになりますか。

そうですね。ユネスコが主催した過去2つの会議では、国際専門家はそれぞれの専門家個人としての立場で、代表リストにサンセットクローズ方式を導入することを支持していました。その後さらに議論が発展し、リスト記載後の決められた期間、例えば10年か12年、あるいは15年後に、自動的に代表リストから消えるしくみはど

うだろうかという内容になっていきました。無形遺産は、リストに記載された時に比べ、状況に変化があらわれ、少しずつ消滅していく、或いはもう人々によって行われていない、といったことも起こりうるからです。このアプローチをとれば、その時にリストから外すといった複雑なプロセスが不要になり、先ほど申し上げたようなリストに記載されたことによるネガティブな影響も解消されるでしょう。

条約発効後、政府間委員会がその主要な仕事として、条約の運用指針を作るため、条約の二つのリストの記載基準とそれに関連した規則について、集中的な議論が行われたのですが、このサンセットクローズ方式は、2006年委員会の最初の会議で却下されてしまいました。リストは個々の無形遺産に美徳を与えるものではなく、世界に周知し、個々のグループやコミュニティのアイデンティティ保持や存続のために、重要なそれぞれの無形遺産を共有することを目的としていること、それ故に数や記載の期間を限定してはならないこと、もしそうなれば、保持者に説明するのが難しく、不公平になる、といった論議があったのです。

興味深いことに、その後、締約国の何カ国かは、2007年の初め政府間委員会に対し文書でコメントを寄せ、ある提案をしてきたのです。それは、全ての締約国の記載数を定めてしまおうというアイデアでした。中でもエチオピアはサンセットクローズ方式の代替案とも言うべき案を出してきました。それは、一定の基準に従い、記載された無形遺産を入れ替えられるようにし、一つの締約国につき最少2件から最多10件までの異なる数の無形遺産を記載できる、とする案でした。

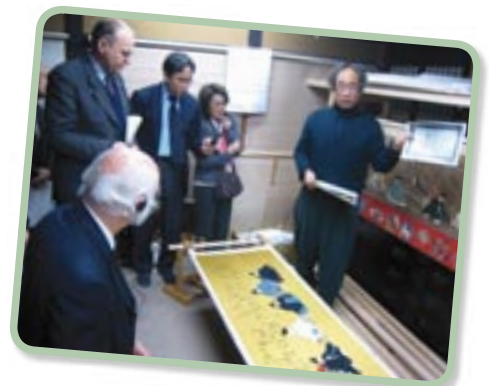
しかし現在の運用指針では、毎年の一ヶ国あたりの代表リスト申請件数に制限がないため、何件候補案件が上ってくるのかユネスコは予測できません。あまりにもたくさんの無形遺産が記載されることや、ユネスコ事務局のマンパワーが不足して記載される無形遺産を適切に見渡すことができなくなり、リストそのものが新鮮さを失ってしまうことが懸念されています。

—無形遺産の特に途上国における保護について、無形遺産条約において持続可能な保護はどうあるべきでしょうか。

これは簡単に答えられる質問ではないですね。まず無形遺産の保護には、とりわけポジティブなアプローチと態度が求められます。コミュニティや集団の文化的な行為は奨励されるべきです。発展途上国、先進国ともに、すべての市民が同じ展望、同じ文化、同じ言語を共有するような国づくりを目指しているように見ることがあります。内部の多様性に敬意を払わなければ、間違った方向、つまりコミュニティの調和の取れていない方向に発展していってしまいます。こうなれば、ユネスコ加盟国が願っている、人類の文化の多様性を守り、促進するといった理想に反することになってしまいます。発展途上にある国が外部の経済的あるいは文化的システムを押し付けられて、しかも自分たちのアイデンティティや環境から離れたところで成長するとすれば、それはうまくいくはずがありません。この点において、この条約は国家的あるいは地方において持続可能な発展モデルとなるように貢献していくのだと思います。

—今日はどうもありがとうございました。

インタビュー：大貫美佐子（文化協力課長）



京都の長艸織巧房にて(2009年2月) (左奥)

*このインタビューは、無形文化遺産保護条約に関する第4回政府間委員会(9月28日~10月2日)の前に行われたものです。